2025 年(令和 7 年)11 月 10 日 第 2 号

# 全保協 NEWS LETTER

## 保育の現場で役立つ！働き方の最新情報

02
2025

～より良い保育に向けた労務、法令、制度、情報のポイント理解による彩りある園づくり～

## CHECK! 地方自治法に基づく ―「虐待に関するガイドライン」が発出されました

「虐待に関するガイドライン」（保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン）が、技術的な助言（地方自治法第 245 条の 4 第 1 項）として発出されました。**「虐待」に関する**自治体の対応が明確になりました。職場でも、**「虐待」に係る判断プロセス**や、その判断を行う際の**指標**などを、共通認識としましょう。

「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」

こども家庭庁のホームページよりご確認いただけます。
ホーム〉政策〉保育〉令和 7 年 4 月に成立した改正児童福祉法について（保育関係）
〉保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について

https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/Revised-Child-Welfare-Actr7

## 「虐待に関するガイドライン」のポイント～「判断プロセス」の読み取り～

**法令をみてみよう**

**ねらい：「虐待に係る判断プロセス」（①・②・③の３つの判断プロセス）と、「判断の指標」（ア・イ・ウの３つの指標）で、早期に防止・対応する。**

■「虐待に係る判断プロセス」（※中央の図は「虐待に関するガイドライン」より）

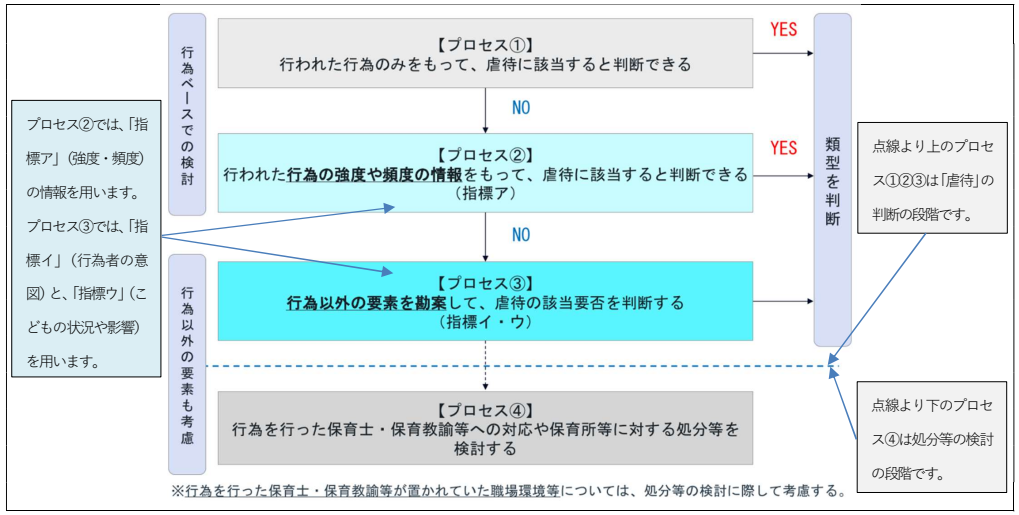


**ワンポイント解説**

**☑：先生の行為の「強度や頻度」、先生の「意図」（ねらい）を振り返り、子どもの状況や立場を踏まえて、子どもへの影響をより良くすること**

**①何がどうなるのか**

「虐待」と思われる事案が発生した場合は、４つのプロセスのうち、３つのプロセスでは「虐待」の判断をし、１つのプロセスでは処分等の検討をします。**プロセス①**では、「行われた行為のみ」で、「虐待」と判断します。「虐待に関するガイドライン」にある「行われた行為のみをもって、基本的には虐待に該当すると判断できる行為の例」を参照しましょう。

**②どう対応すればよいのか**

プロセス①で、子どもに対する行為が虐待に該当するかどうかを判断できない場合もあるでしょう。**プロセス②**では、**「ア 行為の強度・頻度」**の情報を得て判断します。**プロセス③**では、**「イ 保育士・保育教諭等の意図」「ウ こどもの状況・こどもへの影響」**を勘案して判断します。**プロセス④**では、職場環境等も考慮した上で、処分等の検討をします。

**■虐待の具体的な判断過程**（虐待に該当するかどうかを判断する際のプロセス）　*※「虐待に関するガイドライン」P32 参照*

【プロセス①】まずは、行われた行為をもって、虐待と判断できるかどうかを検討する。
【プロセス②】行為のみをもって判断できない場合には、その行為の強度や頻度を勘案し、虐待と判断できるかどうかを検討する。
【プロセス③】行為の強度や頻度をもってしても判断できない場合には、行為以外の要素も勘案して、虐待の該当要否を判断する。
【プロセス④】その後、行為を行った保育士・保育教諭等への対応や保育所等に対する処分等を検討する。

**■虐待と判断される行為の指標**（その行為だけでは虐待と判断できない場合）　*※「虐待に関するガイドライン」P35 参照*

ア　行為の強度・頻度　　イ　保育士・保育教諭等の意図　　ウ　こどもの状況・こどもへの影響

**ワンポイント解説**

**☑：日々の保育実践の中で、より良い保育に向けた振り返りや見直しをし、より良い保育につながる一連の「流れ」（取り組み）を、継続すること**

**①何がどうなるのか**

日々の保育の現場で行われる行為は、その一つひとつが「虐待」には該当しないものでも、日々の振り返りの中で改善されずにいると、そうした行為の繰り返し等によって「虐待」になり得ます。そのため、日々の行為の延長に「虐待」があると解釈をし、「不適切な保育」の概念は用いずに、**「虐待」の概念を軸に防止や対応をする**ことが再整理されました。

**②どう対応すればよいのか**

各自治体の運用の中で、「不適切な保育」や「こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり」という概念を用いることは差し支えないとされます。「虐待」に該当しないものについて、**未然防止や改善の取り組み**を要しないことを意味するものではないため、より良い保育へ向かい、計画し、実施し、振り返ることが、あらためて必要です。

**★ワンポイント振り返り**

その行為が「虐待」と思われたら、自治体等に通報します。「殴る」「ご飯を押し込む」といった身体的虐待は、外形上からも判断しやすいものです。心理的虐待、ネグレクト、性的虐待など、もしも判断に迷っても、強度や頻度（≒程度）、先生の意図（≒ねらい）、子どもの状況（≒影響）を振り返ると、保育と呼べるどうかや再発防止の必要性がわかります。

職場環境等（≒保育環境）に影響を受けたり与えたりする一つひとつの行為を振り返り、より良い行為としましょう。

**質問箱**

**記事の内容への質問、感想、実践事例など、お気軽にお寄せください。**
**ニュースレターで取り上げるなど、情報共有やポイント解説をします。**
**（やり方：以下 URL または 右記 QR コード から ➡「質問箱」）**

https://thanksgift-kodomonosora.thanksforms.net/answer/15d1ededfd91bde76c979fe2411f34eb51cd39a6

■発行者（全保協委託）社会保険労務士法人こどものそら舎　https://kodomonosora.jp/
※本ニュースレターは全保協会員の皆さまへの限定配信です。全保協協議員、保育組織及び発信登録をいただいたアドレス宛にお送りしています。必要に応じて会員への回送をお願いいたします。無断複製等はご遠慮ください。

社会保険労務士法人 こどものそら舎